

東京都北区の返礼品に係る基準

I. 東京都北区における返礼品提供事業者の基準

返礼品提供事業者は以下の要件をすべて満たすものとする。

1. 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売を行っていること
2. 原則として本社、支店、事業所、工場又は店舗等が区内にある法人、団体又は個人事業主であること
3. 返礼品を提供する事業者が過去2年間において滞納処分を受けていないこと
4. 破産手続き開始、再生手続開始、更正手続開始又は特別清算開始の申立をしていないこと
5. 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）に規定する営業又はこれらに類する営業ではないこと
6. 返礼品提供事業者又は当該事業者の役員その他経営に実質的に関与する者が、東京都北区暴力団排除条例（平成24年6月29日条例第24条）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと

II. 東京都北区における提供返礼品基準

1. 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に掲げる基準に該当すること
2. 北区基本計画の方針と合致すること
3. 北区の魅力を発信し、北区のシティプロモーションに資すること
4. 北区の地域振興及び産業振興に寄与すること
5. 平成29年4月1日付総税市第28号総務大臣通知「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」に該当しないこと
 - 金銭類似性の高いもの
 - 資産性の高いもの
6. 政治活動、宗教活動に係るものではないこと
7. 北区の返礼品として適さないと社会通念上判断されるものではないこと
8. 公の秩序又は善良な風俗に反するものでないこと

III. 総務省による地場産品基準（平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条）（参考）

1. 当該地方団体の区域内において生産されたものであること
2. 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること
3. 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること
4. 返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること
5. 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること
6. 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものを併せて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
7. 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これらに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体において相当程度関連性のあるものであること
8. 次のいずれかに該当する返礼品等であること
 - ① 市区町村が近隣の他の市区町村と協働でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの（他の市区町村の同意なく、当該他の市区町村の地場産品を返礼品として取り扱う場合には該当しない。）
 - ② 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ③ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において、地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品とするもの
9. 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供すること